

(1) 審議事項

②旭市国民健康保険税条例の一部改正(案)

課税区分		現行 (A)	改正案 (B)	比較 (B－A)
医 療 分	所 得 割 額	6.60%	6.60%	－
	均 等 割 額	21,000円	21,000円	－
	平 等 割 額	26,000円	26,000円	－
	課税限度額	630,000円	650,000円	20,000円
後期高齢者 支 援 金 分	所 得 割 額	2.30%	2.30%	－
	均 等 割 額	12,000円	12,000円	－
	課税限度額	190,000円	200,000円	10,000円
介 護 分	所 得 割 額	1.70%	1.70%	－
	均 等 割 額	14,000円	14,000円	－
	課税限度額	170,000円	170,000円	－
合 算 分	所 得 割 額	10.60%	10.60%	－
	均 等 割 額	47,000円	47,000円	－
	平 等 割 額	26,000円	26,000円	－
	課税限度額	990,000円	1,020,000円	30,000円